

クロアチアへの入国について

2022年3月1日更新
在クロアチア日本国大使館

1 クロアチアでは、クロアチア国境の通過を禁止・制限する措置が実施されています。この措置は、2022年3月31日まで有効です。

この資料では、当該措置の中で日本人のクロアチア入国に関わる主な内容についてご案内しますが、措置は、感染状況等に応じて変更されています。最新の情報については、当館領事メールの[バックナンバー](#)や、[クロアチア内務省のウェブサイト](#)でご確認ください。同ウェブサイト（ページ下部）には質問フォームがあり、入国の可否や条件等について当局に問い合わせることができます。

2 EU市民及びシェンゲン協定加盟国の市民及びその家族、並びに同地域内において長期滞在資格を持つ外国人（日本人を含む）で、EUデジタルCOVID証明書を所持する方は、制限なくクロアチアに入国することができます。EUデジタルCOVID証明書を所持していない場合、以下のいずれかを条件に、入国が認められます。

（1）実施から72時間以内のPCR検査、または、実施から24時間以内のEU加盟国で承認されている抗原検査の陰性証明書の提示。

（2）EUで使用されている新型コロナウイルスワクチン（ファイザー社製（Comirnaty）、モデルナ社製（Spikevax）、アストラゼネカ社製（Vaxzevria）、ガマレヤ社製（Sputnik）、シノファーム社製（BBIBP-CorV）、ノババックス社製（Nuvaxovid）または、WHOが緊急使用を承認している新型コロナウイルスワクチン（セラム社製（Covishield）、バーラト・バイオテック社製（Covaxin）、シノヴァク社製（CoronaVac））を2回接種したことの証明書の提示、または、1回接種型のワクチン（ヤンセン／ジョンソン&ジョンソン社製）を接種したことの証明書の提示。いずれも接種完了後14日から270日までのものが有効。また、これらワクチンのブースター接種の証明書も有効。

（3）新型コロナウイルスに感染し、治癒したことの証明書及び上記（2）に記載されているワクチンを1回接種したことの証明書の提示。ただし、ワクチン接種証明書は、接種から14日から270日までのものが有効。

（4）陽性判明後11日から180日以内のPCR検査またはEUで承認された抗原検査の検査証明書、または、医師が発行した治癒証明書の提示。

（5）クロアチア入国後、ただちにPCR検査、または、抗原検査を受け、陰性結果が出るまで自主隔離する。検査を受けられない場合は、7日間の自主隔離。

3 上記2に該当しない外国人（例：EU・シェンゲン協定加盟国の長期滞在資格を持たない日本人等）は、真にクロアチア入国が必要な場合を除き、以下に該当する方のみ、入国が認められます。

- (1) 健康管理の専門家、健康に関する研究者、高齢者ケアの専門家
- (2) 国境をまたいで通勤する労働者
- (3) 物品運搬に従事する輸送要員
- (4) 外交官、国際機関の職員、国際機関から必要とされ招へいされた者、軍人、警察官、市民保護機関関係者、人道支援関係者
- (5) 12時間以内にクロアチアを出国する乗換えの旅客
- (6) 就学目的の者
- (7) 船員
- (8) 宿泊施設等の予約（※支払い済みでなくても可）を証明する書類等を所持し、観光目的で入国する者及びクロアチア国内で船舶や住居を所有する者
- (9) 緊急の個人・家庭上の理由がある者、ビジネス上の理由がある者、その他経済的な利害関係に伴う理由がある者

(10) クロアチアに就労・居住申請を提出し、関係当局からその承認を受けている者

なお、上記(7)、(8)及び(10)の該当者、並びに、(9)の該当者でクロアチアでの滞在が12時間を超える方については、以下の条件が求められます。

ア 実施から72時間以内のPCR検査、または、実施から24時間以内のEU加盟国で承認されている抗原検査の陰性証明書の提示。

イ EUで使用されている新型コロナウイルスワクチン（ファイザー社製（Comirnaty）、モデルナ社製（Spikevax）、アストラゼネカ社製（Vaxzevria）、ガマレヤ社製（Sputnik）、シノファーム社製（BBIBP-CorV）、ノババックス社製（Nuvaxovid）または、WHOが緊急使用を承認している新型コロナウイルスワクチン（セラム社製（Covishield）、バーラト・バイオテック社製（Covaxin）、シノヴァク社製（CoronaVac））を2回接種したことの証明書の提示、または、1回接種型のワクチン（ヤンセン／ジョンソン&ジョンソン社製）を接種したことの証明書の提示。いずれも接種完了後14日から270日までのものが有効。また、これらワクチンのブースター接種の証明書も有効。

ウ 新型コロナウイルスに感染し、治癒したことの証明書及び上記イに記載されているワクチンを1回接種したことの証明書の提示。ただし、ワクチン接種証明書は、接種完了後14日から270日までのものが有効。

エ 陽性判明後11日から180日以内のPCR検査またはEUで承認された抗原検査の検査証明書、または、医師が発行した治癒証明書の提示。

オ クロアチア入国後、ただちにPCR検査、または、抗原検査を受け、陰性結果が出るまで自主隔離する。検査を受けられない場合は、7日間の自主隔離。

4 [EU域内国境管理に関するEU理事会勧告2020/912にて入域制限解除の対象国として指定された国・地域](#)から直接入国する方は、上記3(1)～(10)に該当しない方でも入国できます。ただし、入国者は、上記3ア～オのいずれかの条件を満たすことが求められます。

5 上記1から3において、12歳未満の児童は、同行する保護者が上記の条件を満たしている場合、児童自身の検査証明等の提出は求められません。

6 [クロアチア内務省のウェブサイト](#)では、質問フォームを使って入国の可否や条件等について問い合わせることができます（英語・ドイツ語・クロアチア語）。クロアチアへの渡航を検討中の方は、こちらを活用していただくことをお勧めします。

7 クロアチア政府は、入国予定者に対し、ウェブサイト「[Enter Croatia](#)」から人定事項や滞在先等を事前登録するよう推奨しています。

8 日本の外務省は、クロアチアへの渡航について、感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_188.html#ad-image-0